

○恵那市総合計画推進市民委員会設置要綱

平成20年8月8日告示第68号

恵那市総合計画推進市民委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 恵那市総合計画（以下「総合計画」という。）を市民との協働により実現するため、恵那市総合計画推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、総合計画の進行管理を行うとともに、基本計画の変更等重要な事項について市長に提言する。

(組織)

**第3条** 委員会は、30名以内をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(役員)

**第5条** 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、委員長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(部会の設置)

**第7条** 総合計画の進行管理に関し、委員会に部会を設置することができる。

(関係者の出席)

**第8条** 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。